

花巻市市民参画・協働推進委員会（第6回）【記録】

日 時 平成 21 年 1 月 28 日（水）午後 2 時～4 時  
場 所 花巻市役所本館 3 階 委員会室  
出席者 委員 12 名（欠席 3 名）  
内 容 1 開 会  
2 あいさつ  
3 協 議  
（1）参画のしくみについて  
4 閉 会

事務局( 佐藤地 域振興課長補 佐 ) （本日の出欠席の状況を確認後、第 6 回推進委員会の開会を宣言。）

八重樫委員さんと伊藤委員さんは欠席ということですが、資料についての意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。事前送付資料の環境についてのアンケートの中で、中学生が関心がない、広報活動を知らないという記述があったが、施策や計画がわかりずらかったのであれば、中学生にもわかる説明や、興味を持つような広報活動を工夫した方が良いのではないかというご意見。アンケート調査の中には、分かりにくい内容もあるので、自分でも答えられるような内容にさせていただくと答えやすということがご意見をいただいておりますことをご報告いたします。以上です。

議 長 本年第 1 回ということですので、宜しく願いいたします。今、欠席される委員さん（照井委員長）の方から、お伝えいただきたいというお話ありましたが、そのほかに前回の会議以降市民の方々から寄せられているものがありましたら事務局のほうからご紹介いただきたいと思います。

事務局( 佐藤地 域振興課長補 佐 ) 事務局では、お聞きしておりません。

丸山委員 すみません、委員に寄せられた意見、市民の方から私に寄せられているのですが、これは今にしますか後にしますか。

議 長 市民の方々から寄せられた意見については、一応事務局に寄せていただくという事とさせていただきます。事務局に寄せていただいた意見は、皆さんに紹介していただいて、各委員さんがそれをふまえて会議の中で必要な発言をしていくということにしてありますので、ここでは事務局に寄せられた分だけのお話をお願いしたいと思います。

丸山委員 分かりました。

議 長 今日の進め方でございますが、一つ私から提案申し上げたいのですけれども、前回、前々回とですが、なかなか私の方で発言が引き出せない部分があったと思います。委員として、まちづくりにみんなで主体的に関ろうと会議なんですけれども、なかなか発言のタイミングといいますが、機会を持ってないまま、私の方で配慮出来ないまま進めてきたなという思いがありまして、せっかくみんなで花巻のまちを盛り上げていこうという、それを推進していく会議ですので、皆様方がもう少し自分の思いとか願い

をお話できる機会も設けたらどうかと思います。特に新しい年の初めでもありますので、出来るだけ今日は皆さんお一人お一人に発言していただきたいと考えておりますので、最初に、この市民参画協働を推進していくといううで、委員会としてこういう事をもう少し配慮しながらとか、あるいは心に留めながら進めていきませんかというようなあたりでいろいろお話を伺って、それから後半のほうでいよいよ次回、その次あたりは答申にもっていかないといけないと思いますので、どういう形で答申に向かっていくか、そのへんを含めて話し合いを進めてまいりたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

(異議なしの声有り)

では、その様に進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。これまでに5回、参画の対象や少し仕組みにも関って進めて参りましたけれども、申し上げましたとおりに少し肩の力を抜いて、この市民参画協働を推進していくということを考えたときに皆さんの方から、諮問の内容に直接関わらなくてもよろしいので、お話いただきたいと思っております。出来れば、私は答申のもっていきかたのところで確認したいと思っておりますが、項目として上げられた諮問事項以外にも、参画、協働を推進する上で、委員会として、こういうことは今後進めていくときに大事にしてもらいたいという皆さんの意見についてはできる限り、答申の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、是非、考えや思いを述べていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤井(公)委員

これまで、事例研究ということに絞って議論を続けてきたのですが、勿論、適用対象をどうするかということは、この委員会としても重要なテーマなわけですが、この事例については例えば重要な事項や除外事項については、仕組みづくりをしていって協働参画が軌道にのってくれば、当然ローリングして見直しも出てくるわけですから、100%適用対象がきちんと整理されなければ次に進めないわけでもないと思っておりますので、出来る限り事例研究は今後ともやっていくにしてもですね。私も議会で色々議論した内容出していただいて多少研究したらといった手前もありまして、この議論が枝葉とは言いませんけれども、全体の仕組みづくりからすると、もう少し委員会の協議としては本題に戻していったいいのかなと。前に丸山さんから、あまり適用対象ばかりになると、前に戻ってしまうというご発言も前回あったように記憶してございますし、委員長のところでも議論の進め方を整理いただいて、一番最初にスケジュールを出した時にも事例研究は大体12月に終わって1月からは仕組みづくりにいこうかと、大まかなスケジュールも出ているわけですから、それに沿ったような進め方を是非ご検討いただければと思っております。

議長

ありがとうございました。続きましてほかの委員さんからもお願いいたします。

丸山委員

この委員会が難しいのは、参画って何なのか、協働って何なのかというのが、多分漠然とした理解なんですよ。多分参画と言うと行政と一緒に何か計画するなり、計画するときと一緒に考えればいいんだというのも参画かもしれないし。何かどっかで請負、道路普請をしようとするときに一緒に作りましょうというのも参画かもしれない。それから協働というのは今の普請が協働なのかもしれん。その広い概念は一応、まあまあ薄々理解されてきたかもしれない。もう一個ここでやる参画というのは前段では、そこでいう13条かな。4つ5つの参画の手法を適用する参画対象を選んできたというのが途中までごっちゃになっていたわけですよ。今まだ、整理されているのかなというところはまだ整理されていない気がするんですよ。それで一番大事なのは、今までの参

画対象を考えてきたことも大事だけど、これから今日まさにこういう話をして、次回が2月で、3月に答申しようとするのであれば、そうやって参画をするのか。いわゆる参画の方法論ですよ。それがとっても難しい問題なんです。簡単に書いてしまうと、アンケートがあります。意見交換会をやります。パブリックコメントやります。パブリック・インボルブメントやります。云々。その中の2つを使うんだ。と言うような説明で他の市の条例なんかも書かれているんだけど。その言葉だけ言ってしまえば、この中の2つでいいんだ、という話でけりついちゃうと思うんですよ。だけどワークショップという言葉がいろいろ出てくるんだけど、さてワークショップって何なのかって考え出したら多分一日じゃけりがつかないと思うんですよ。だから是非今日早めに、どこかで、要するに3月までに何をやるかっていうのをある程度フィックスして欲しいんですよ。3月までにもう答申までやるんだといたら多分とんでもないほど時間ないんですよ。というのがひとつ。それからもう一つは、この参画推進委員会というのは、この会議の冒頭で市民からの意見はどうするんだと発言しましたが、私に対して寄せられている意見というのは、要するにこの市民参画協働推進委員会というのは、花巻市全体で市民参画がどう行われているかというのを市民の立場で議論する場所なんですよ。であれば、市民が花巻市の市民全体、勿論意識の弱い人も強い人もたくさんいるということの前提ですけれども、今年度の市民参画はどうだったかという事も、市民が本来するべきなんですよ。ここだけにするんじゃなくて、それをじゃあどうやって今年度のことを市民の持っている感想、意見、反応、これをどう吸い上げるのか。これも是非議論していただきたいのです。この2点です。以上です。

議長 例えば2つ以上の方法をどのように使うかというような議論については、なかなか一般化して議論しても、なかなか実際のものが見えてこないと思うんですよ。それで、それはこの後進む、事前の評価の取り組み等の中で具体的な事業をイメージして、その中でこの事業の場合は、こういう意味からこういう方法の中のこれとこれが相応しいのではないかというような形でもっていったらどうかと、私は考えていたんですけども。

丸山委員 それは委員長の見解であって、この委員会の始まりは仕組みをつくるというのが当初の一つの目標ですよ。それを覆されるわけですか。

議長 そういう意味ではなくて、例えば今丸山委員も難しいとおっしゃったけれども、その難しいところを具体的なイメージが無いまま、色々時間かけて協議するよりは、100%でなくてもいいから大体のところを押さえて、実際にスタートして、その中でいわゆる具体的な仕組みについて意見を交わしながらやってみると。そして今度は事後の評価活動の中で本当にこれで良かったのか。そして次に生かしていくと。そういうような進め方を前提にして話し合いを進めたらどうかという私の提案でございますけれども、いかがでしょうか。

菊池委員 私も良いと思います。色んな方、色んな職種の方がいらっしゃるのですから、その方から色々意見を聞くというのを、まず第一に考えて進めていくということが大事だと思います。

議長 ほかの委員さん方何かございませんか。

藤井(与)委員 私は今議長さんがお話したとおりだと思います。私は賛成です。

佐藤(芳)委員 実際やってみなければわからないことがいっぱいなので、やりながら修正していこうではないかというご意見だったと思いますけれども。大変失礼ですけれども、このいらっしゃる方々の中で例えば条例であるとか法令であるとか、専門家という方がここには、まあいらっしゃるのであればお答えいただきたいのですけれども、いらっしゃると思うんですね。行政に関する事とか、ですから、あまりにも知識のないもの同士でこうやってお話していても埒があかないので、ひとつ例えば専門家の意見をね一回聞いてみる。今こういう委員会ではこういう状態になっているけれどもご意見をいただきたいとか、そういう事に関する専門家の意見を聞きたいと思うのですが。いかがでしょうか。

議長 今のお話は、何についての専門家のお話ですか。

佐藤(芳)委員 要するに適用対象についても仕組みについても委員会でやっている事全てですね。まちづくり条例に従ってこの委員会が出来たわけですが、その委員会が進んでいる全ての方向ですね。全ての事について一度専門家の意見を聞いてこれでもいいのか悪いのか。うっかりしていると今何をやっているのか分からなくなってくるくらい難しいんですね、私にとっては。ですから専門家のご意見をお伺いして、これはこうなんだ、ああなんだという立場のご意見をお伺いしたいと思います。

議長 はい。専門家のご意見を伺いたいと。そこを元にしてという事ですが。他の委員さん方は何かございませんか。

藤井(公)委員 私自身は条例を作るプロでもないし、何でもなし。また委員会も、まちづくり基本条例、今も難しい言葉もありますけれども、ようは市民が行政にどうやってうまく参加して上手くまちづくりが出来るんだと、本当に一般市民の目で議論してもいい場所だと思うんです。それが条例まで作って答申するというわけではないのですから、理念とか構想とか市民の目線ならこういうことじゃないのかとか、そういう事でいいと思うんです。冒頭に自己反省も含めて、ちょっと事例研究をやりすぎて、いやいや過去の事例を研究してもどうなんだという議論もございましたが、それはそれで結構勉強にはなったと思うんです。後は今委員長が言ったとおり、市民の目線でしくみづくりをどうするかと。やはりローリングというのは大事だと思うんです。私も最近ここに関して、パソコンを叩いて色んな各自治体の事例とか色々見ると、結構どこでも、やってみてやり直すと、結構やっているところが多いんですね。先進的だといわれている自治体でさえ。ですからそういう目線でやっていかないと、それこそ発言自体がこんなこと言うと恥ずかしいのではないかとかになっちゃって、ここの十何人の議論自体が固くなってしまって、どうにもお互いに襟を、胸襟を開いてという事になかなかならないような状態になってしまっているの先ほど委員長がいった通りですね発言しやすいテーマというか、噛み砕いて進んでもいいのではないかなと私は思っております。

平賀委員 私も専門家ではないので、どんな風に考えたらいいのか難しく考えてはいましたけれども、今のお話の中で委員として皆さんが、この市民参画の仕組みに対して、もっと具体的な身近なこういうふうにしてほしいとか、ヒントが欲しいとかという事をたくさん出されて、そしてそれはプロといえば行政の方達はプロだと思うんですよ。ですから、そちらの方でどういう風にまとめていただくか、あるいはもっといい事例があるならば、そちらの意見も聞きながら進めていければ、少しは進展ができるのかな

とか、今思っているのですが。何か難しくばかり考えちゃって皆さんの意見が出てこないというのが、この会として寂しいのではないかと思うので。ですから特別な条例をつくるわけではないですから、私達はこういうふうな意見を諮問に対して答えるのでも最低限いいのかなというふうには思っているのですが。望みは高くしても、もっと深められればとは思っていますけれども。

臺委員

私も素人ですので、色々インターネットで調べたり本を読んだりですね。ただ1月9日の朝日新聞に、プロと言えばプロなんでしょうが、自治体行政学の専門家でもある東京大学の金井利之先生の記事が掲載していたんですよ。その中で一つ読みますけれども、平成の大合併で色々な市町村が合併しましたよね、そして原文のまま読みます。合併での最大の問題は新しい枠組みになり自治権を失った、失ったとは強い言い方だと思うんですが、あるいは小さくなった地域の住民が意思決定にかかわることができるかどうか。ですから花巻では新花巻町になったと。この先生は中心部は大きな事業を自らの主導権で実施できるようになった中心部側は勝ち組だと言うんですよ。そして周辺部の負け組を排除する形で新自治体を運営するのか、それとも広く薄く協調する態度を取るのか。そうしないと自治権が失われた、吸収された、そういう地域の住民が意思決定に関わりにくくなってきている状況がある、というような文章を読みまして、後は全国的に地域協議会を置いてやっているのかとか、そういう記事もありました。ですから我々は参画の仕組みを考えるとやはりそうだろうと思うんです。旧花巻市だけではなくて周辺部の自治権だとか小さくなった、失われたというのは極論ですので、そういう地域の住民が、どうやって花巻市全体の意思決定に関ることが出来るかどうか、参画することができるかどうか。そういう仕組みについて事務局と委員がやり取りするのではなくて委員同士で、ざっくばらんに話し合っているのかなというように思いました。

議長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

赤津委員

まさに解りにくいとか理解できないとか色々な感じがあるんですが、これはよく考えてみますと、事例研究をやってきたわけですが、その事例の中にだけ一生懸命やってきたような気がするんですね。この事例は一体どこに当てはまるんだろと。重要な事項のどれなんだとか。一般的には計画の部分は重要な計画、なんとなくわかる。例えば今日はゴミとか何とか色々なものが出て、これは制度なのか計画なのか、どうかなのか、その最後のところの議論をちょっと付け加えていけばですね。前段で意見交換した分は生きてくるかもしれない。こうわかってるんだけど、最後はどうなったんだろとねと、なに議論したっけというような感じがちょっとあったのかなと私自身はそう思っております。どおりで、これは一体、例えば宮古の例からいけば除外する、いや入れてもいいのではないかと。仮にですね。あるいは重要といっているけれども、そうじゃないんじゃないかと、こういう見方は、というような議論をちょっとやっていけば議論を、今までやってきたことを逆に非常に良かったんじゃないかなと。わからない中ですね、こういう事例があってこうだという議論をやっている結果わからなくなったということなんです、議論自体非常に良かったんじゃないかなと。それでその最後のところを少し整理をしながらやっていけば、私自身は、もう少し深まるだろうという感じがいたしております。そういう整理していけば、大体出たのかなという感じはいたしております。

議長

ありがとうございます。最初に申し上げましたように、今日、前段の部分で、もう

少し色々意見を交わしたいなと思っておりましたが、先ほどの臺委員さんの、地域のことをイメージした参画協働を考えていくときの配慮すべきこと等ですね、これは同じように地域の問題もあるし、年齢といいますか、若い人とお年寄りの方々の問題も有るだろうし、子供たちをどうやるかという問題もあるだろうし、色んな要素があると思うんですよね。年代によってもやっぱり即参画出来る人と、なかなかそうは言ってもという人とですね。という多様な市民全体を対象にイメージしたときに、私達の委員会としては、私達としては広く、こういう問題もあるよと、そうすると例えばアンケート取るにしても、もっとこういうところを配慮しないと。先ほども意見でましたけれども、アンケートそのものの文言がこれでは難しすぎるよとか。要するにアンケート受ける側の立場にたった配慮が必要でないかとかね。そういう類のお話をいっぱい出していただいでです。それが後でいっぱい出る中のを、まとめていければ、理論からものを進めていくのと実際の生活場面から進めていくのと両面をミックスしていったときに本当のものが出てくるんじゃないかなという感じがしておりましたので。是非今のようなお話をもう少し交わしていただければいいなというのがひとつと、それから、すみません臺委員さんからあったように、前回まで私も何か出れば事務局どうですかというような形でもって行ってしまいましたので、資料をお願いして出していただいて、こちらからお願いして出していただいたものですし、伺ったのも必要があって伺ったものですし、極力我々委員会とて、この委員として色々意見を交わしながら委員会としての意見をまとめたいなというふうに思っておりましたのでよろしく願いいたします。

#### 丸山委員

臺委員さんのおっしゃる通りなんだと思うんです。先ほど皆さんが意見交換会の冒頭でウンウンとうなずかれて、慌てて私手をあげたんですけども、ちょっと表現は乱暴かもしれませんが、この場ではある程度のことをまとめておいて、その後ひとつひとつ具体的な事例が出てきたときに検討していけばいいんじゃないかと言うことを委員長が言われて、多分多くの方が賛同された気がするんですよ。それであれば今までとなんら変わらないんですよ。これまでの自治行政と。大迫でも花巻でも東和でもやってきているんですね。ひとつひとつ何かをつくるときに意見を聞いたり、アンケートとったり、ワークショップをやったり。それがバラバラに行われていて、それが行われる場所があったり、なかったり。花巻市が進んでいるかといえ、花巻市は逆に遅れていますよ。花巻市よりは、ひょっとしたら東和や大迫のほうが、そういう市民参加というのは活発かもしれません。でいう事を含めて、これはどうでもいいんだけど。個々がバラバラであったものを、今度は花巻市としてひとつの1市3町が一緒になったから、新しく進んでいく為の自治のあり方。自治のあり方の中で基本条例を作りました。まちづくり基本条例ですね。その中でもっとも大事なことが市民参画協働であるよと。いう事だったんですよ。それで市民参画協働のためには、言葉だけじゃ死語に等しいから条例を作らなきゃいけないというところまで前年度進んできたんですね。それで参画条例をつくりましょう。これは条例を作るというのは大変だから、とりあえずはこの参画推進委員会というのを作って仕組みをつくりましょう。という事でこの委員会が始まったわけです。それで仕組みというのは何だといったら、最初の委員会の頃もお話しましたが、とって大変なことなんですよ。事例研究も必要、それから参画対象の検討も必要。それから参画する手法、アンケートなのか、意見交換会なのか、そういう事も必要。ある程度のことわかってないと、仕組みはできないんですね。それから仕組みというのは、この仕組み。単なるカテゴリー分けした、分類が出来ればいいんじゃないかと、この仕組みを誰が動かしていくのか、行政が動かしていくのか、市民団体が動かすのか、この推進委員会が動かすのか、そういう運営まで考えて仕組みというのは存在するわけですよ。今私もここで

100%のものが出来ると思ってない。今年度はある程度枠組を作れば良いと思っております。ただ、それはバールを落としちゃ駄目なんですね。中身は、まあまあ10のバールであれば、6番目くらいのバールまでいけば良いと思うんですよ。最高考えれば6番目くらい。ただ6番目くらいのバールを考えるにしても、話すべき内容、項目は大体網羅されてて、こういう範囲のことを将来的につくるのであったら、今回はこのくらいでもいいや、ということで、その枠組が、仕組みが作られるのであれば私も賛成なんですね。それで、その仕組み自体を曖昧にして、本当はA B C D E Fまであったのに、A B C Dのことを何にも話も出ないで、EやFだけのことを議論されて、その仕組みができちゃって、一番こわいのは、この国もそうだし、行政もそうだし、一般社会もそうだけど、あるものが決まってしまうと、それをモデルにして、いくらローリングして検討するちょいって、なかなか元に戻らないんですよ。ある制度なり、法律が決まっちゃうと基本的にそれをベースにして、次を見直しちゃいますからね。多くの場合。ですから、ここでやりたいことは、バールは最高位ではなくていいんですけども、ほぼ必要な中身だけは、理解された上で、議論したうえで10のくらいの6くらいのもを作るという姿勢であって欲しいと思うんですけどもね。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。他にございませんか。今レベルというお話がありましたけれども、レベルを下げるとかという発想ではなくてですね。私は市民は今の生活は一生懸命生きているわけですから、そのものを考えていくときに、そのレベルを下げるという表現ではなくて、色々なことを思い、考え、願いをもって一生懸命生きている生活している人の全ての人を対象にして、この参画協働を進めていこうと。そういう風に考えたときに、まず、出発点として、具体的な出発点として最低限、ここ吟味して、例えば正文化しておこうと。あるいは、正文化まではいいけれども、少なくともここだけは配慮してもらえるように、委員会として今の段階で是非入れて欲しいとかですね。そういう事をみんなで確認できればですね、後は出発するって。これから具体的に動いて行けば、いわゆる事前評価のことありますから、そこで大いに議論できます。終われば終わったで、事後評価の中で揉めるし。それから当然プロセスの中でも必要に応じて委員会としての意見も言えるし、そういう事で私はまず、出発点として最小限のところをまずみんなで確認して、これからどんどんこれ成長していくんだと、我々の考えもそれに伴って成長していくんだと。そういう前提でお話進めていいのではないかと。

佐藤(藤)委員

参画の適用対象については、みんなと話あった内容で出来ています。実際20年度、今年度から基本条例はスタートしているわけですから、各計画においてはパブリックコメントやったりとか、アンケート調査をやったりしているのも結構あると思うんですよ。どのように評価するかっていうのは、全く我々の中で決まっておりますが、これについては、どういう事をやってどうなのかというのを見ることができないんじゃないかと思うんですね。今年度についてはですね。そういう事をやりながら、今委員長が言われたとうり、例えばこういうアンケートであれば、わかりにくいんじゃないかとか、そういう具体的な話にも、それぞれの例をとって出来てくるんじゃないかなというのがありますし。ですから来年度に向けては、その中で、ある程度適用対象とは見えておりますので、こういうケースには基本条例を適用させましょうということも見えてくるんじゃないかなと思います。そういう事を具体的にやりながら、決めていったほうがいいのではないかなと思います。ただし、さっき言いましたけれども、評価の方法をどうするかということも、全く決まっておりませんし、我々に評価を課せられているかということも、全くわかりませんし、ただどういう風にやるかというのは決めなければならない。新たに第3者といいですか、例えばですけども、評価

委員会を設けて、ここで評価をするのかとか、そういった事をやりながら決めていかなければ具体的に進んでいけないような感じです。実際に自分も参画がどうなのかということも、未だに上手くイメージ出来ているわけではないので。ですから、その方が、もしかしたら、臺委員さんがおっしゃってましたけれども、評価はどうしていくのかっていう事もおっしゃってましたから、そういうことやっていったほうがイメージ的にもわかるのかなというような、すみません、感じてってしか言えないんですけども。

藤井(公)委員 丸山委員さんがおっしゃった6のレベルということも、今、佐藤さんがおっしゃった評価の方法をどうしようということも、一端決めてしまうと、それを中心になっちゃうから、決めるべきものはある程度作って、というお話でしたけれども、やっぱり全て6くらいしか、なかなかいかないんじゃないかという。それで今佐藤さんがおっしゃった、走って見直していけばという、見直しもできないよという諮問ではないと思いますから。またはこの委員会自体が、今後やっぱり継続していこうとて、皆さんの同意を得れば、まさにそれでいいんじゃないですか。

菊池委員 今まで7回の会議を開いているわけですが、一回目の会議のときにみなさんが、自己紹介という形でいろんな各立場立場でも問題とか話したんですよ。私も農業関係の立場として、農業者の減少とか、あるいは地域の少子高齢化という問題を具体的に挙げて、絡ませて今後、参加していきたいという話もしましたし、そしてみなさんもPTAの立場とか父母会の立場とかで話されていると。いってみれば今それが会議の中で必要とされている原点じゃないかなと思うんですよ。つまり我々がここにきているというのは、その立場立場の組織組織のひとつの代表として、意見を言うためにきているんですから、例えば先ほどのレベルとかじゃなくて、うちら自身の垣根を低くして、そして自分の組織の、こういう問題あるよと。例えばアンケートをとるにしても、中心と地方によっては、ちょっと取り方もかえなくちゃならないんだとか、あるかどうかわからないんですけども、そういうのたくさん出していくというのが私達の使命じゃないかなと考えるんですけども、だからもっともっと話をして、自分たちの意見を出してもらおうというのも大切だと思います。

藤井(与)委員 いつもお話しているのですが、あまり条例だとか、堅い話何回してたって、どうしたら市民の方々が、そういうとき参画できるかという体制をですね、みんながそういう心で参加して100%であればいいと思うんですよ。実際は先ほども言うように、立場立場で違うと思うんですよ。例えば花巻市役所なら花巻市役所を中心として、例えば今度合併して、例えばですよ、何十年になりましたと、ここで色々な行事をやりますよと。やってみたところで、集まらなかったと。それはどういうために集まらなかったのかと、そうすれば、例えば時間的なバスの関係であるとか、あるいは大迫は遠いから、自家用車で来なくてはならない。色々な問題が出てくると思うんですよ。そういうものを積み重ねてからでもね、ある意味参画が出来たから、ここに100%全部集まるというのは絶対不可能だと思うんですよ。例えば、今度花巻市民憲章ですか、出来てから20年で2月7日に行われるそうですけれども。例えばそのとき、文化会館の収容能力が1200席あるわけですよ。しからばそのとき、みなさんのご連絡しているわけですよ。例えばですよ。そのとき1200人集まっていたかといえば、おそらく今までの例を見ればですよ、おそらく1000人も集まっていたら、あるいは、上のほうではないか。評価は80%くらいではないかな。だから、それぞれのことを色々積み重ねて、必ずこうしたからこうしなければならぬのではなくて、それを積み重ねたところで改正をしながら、みんなで作れるだけ、容易な形の中で参画することで、



市民総参加の会議じゃないかなという考えなんです。あんまり、あーだこうだと言っても、実際やってみなければわからないし、今言ったように、そこには、段階もあるし、年齢層もあるし、色々あると思うんです。だからって、例えば花巻グラウンドで小学校の大会があると、例えばそのとき小学校の学校の関係の方々とか、そこにみんな老人クラブの後期高齢者の方々とか、みんなそこに行くと色々なことが、その場で違うと思うんですよ。そこら辺のこともお互いに理解し合って、あーしゃべったから、こうしていじくったりとか、今の国会のようにねじれ国会じゃない。みんな集まって、それなりに意見を出し合ってやったほうがいいと思うんですよ。私は、あまり深く考えないで、そのほうが一步遅れるかも知れないけれども、丸山さんの発言から言うと、私の発言は。そうじゃなく、皆さんがどうしたら、こうやったら、やってみた。例えば今度、平成22年が花巻市の花いっぱい運動の大会ですよと、今から何年前はやりました。あの時はこのような形で、例えば文化会館を中心として、あるいは交換会のときは花巻温泉でやりましたよと、そういうような色々なことをふまえてですね、おそらく今度の平成22年度の花いっぱい運動も、それよりも盛会のうちに終われば、例えばこの間の、花いっぱい運動が80%だとすると、それ以上アップすれば90%と言うような形になるんじゃないかなとこう思っているところです。私が発言してどうのこうのいうのも、私は学識経験者でもないし、もう後期高齢者であの世に近いものですから、私は、それだけしか発言できません。

議長

ありがとうございます。前の委員会でも、お話でましたけれども、いわゆる参画協働だと看板掲げて進めていく以前から、色々地域で参画協働が進んできているよと、現実的に進んでいるよというお話もありました。今改めて参画協働を推進していこうと考えたときに、今までに取組んできたことを振り返りながら、逆に参画協働を妨げてきた要因というのは何かなかったのかなとか。あるいは厳しい状況の中で何とか間とか続いてきたのは、何が力になってたのかなとか、そういう部分がいっぱい出ているんですね、みんなで共有できて、その中から良しと。それからいざこの参画協働を進めていくうちに、このことと、このことだけは絶対落とさないでいこうとか、やっぱりこれまでの積み重ねの部分から、生かしていくというものがみんなに見えたときに、これだったら自分にも心当たりがあるなど、というような形で、よりいっぱい参画が、協働が得られるんじゃないかなという感じも、私もして参りました。是非もう少し時間取りたいと思いますので、みなさんの思いがあるかと思しますので、上げていただければいいなと思います。

菊池委員

参画の事例としてなんですけれども、前回の会議の中で、去年の2月に公共交通基本計画ってパブリックコメントの意見を募集した結果ということで、前回は話したんですけれども、他でもほとんど出てない時に東和町さんのほうではたくさん出たんですよ。ということで特別な取り組みをしたということなんですけれども、他でこの通りただ意見を募集しただけでは、ほとんど花巻は5、大迫0、石鳥谷0と言うときに東和町さんでは523ですか。こういったひとつ、取り組みはやったと思うんですけれども、これが言ってみれば、噛み砕いて、ひとつの例としてやっていけば、ただ単に意見を募集した場合に、どのようにすれば意見が反映されるかというのは大きなヒントになるんじゃないかなと、すごく気になっているんですね。どのようにやったんだとうと。藤井さんが話をされたんですけれども。

藤井(公)委員

私が自慢することではないけれども、やっぱり今、ちいさな市役所構想でコミュニティセンター作っていますよね。行政の方々には耳が痛いかもしれないけれども、あそこに配置されている市の職員の皆さんたちが、やっぱり必死になるというか、これ

は大事だというふうに思ったところは、行政区長が動くし、民生委員が動くし、私は地域では役職持っていないけれども、やっぱり私もいつてみないと駄目かなと、そういった面が今後進めていく上で、市長さんがあれだけの決意で、まちづくり条例を作って。この委員会を立ち上げてくれた。それに答える行政の皆さんが、今までだって自分の仕事に自慢できることも、たくさんもってらっしゃると思うし、また、それが無ければ仕事を何となくやっているか、いつも議会にいじめられてばかりいてとなったら大変だと思うんですよ。その辺が非常にかみ合ったといいますか、ということだと思うんです。結論的には。後今、老人クラブの会長さんがおっしゃった、老人クラブの運動会なんかもやると集まってくる。やっぱり老人クラブに参加しているみんなが県大会目指してと、こうなるんですよ。後は汗を流して、帰りに酒を飲みたい、いっぱい飲みたいと。こういう動機付けがあると参加してくれる。やっぱり種目ももうちょっと検討しようか。次年度ね。常に皆が口を開いてくれる。やっぱり動機付けですよ。市民も行政もそうだ、動機付けですよ。そんなことがやっぱり上手くいった事例かなと思います。

菊池委員

それと同じように、例えば大迫や石鳥谷なんかは、その通りバスとかこういったことを必要としていところがあると思うんですよ。それが意見が全然0だということ、一年前ですね。ところが、今回渡されたのを見ますと、これが集会で、出てきたのもだと思えますが、すごく出てきているんですよ。やっぱりあるんですよ。こういうふうに聞けば、キクコーストアという具体的なところが出てきているわけですから。やっぱり地域の人というのは、かなりこういう風にしてほしいというところがあると思うんですよ。やっぱりこうやって拾い上げていくということ。そして東和さんで取り上げていくという意識の高さというのもひとつですよ。

藤井(公)委員

もうひとつ、東和町、東和地区でいいのは、有線放送があるんです。これは市の広報読まなくても有線だけはみんなの耳に入りますから、これはかなり違います。ですから、情報の共有化というのは、すごく進むんです。

菊池委員

その辺のところは方法論として具体的ですね。

議長

この前進めて事例研究も、そういう視点から事例を見ていくと、その中からなにを取り上げて次の取り組みのほうに生かしていく意味での事例研究は必要だろうなと。ただ振りかかっていいとか悪いとかだけ論じてても見えてこない部分があるんでね。そこはすごく大事な部分だろうなと。今お話を伺いながら、そのひとつの事業だけで、いわゆる参画協働をうまくやっていこうといってもなかなか大変だろうなと。今のよう色んな小さい活動から、いわゆる参画するチャンスを小さなものから積み上げていくと。そして、そういう事で満足感を得た人というのは次に何かあっても、関心を向けていくのではないかなというような感じを受けたところなんですけれども。他に今のような流れの中でお話を。はい。臺委員さん。

臺委員

非常に参考になる話だと思うのですが、私は前回の事例研究を上手くいったやつだけじゃなくて、悪かったやつも出して欲しいといったのは、そこなんです。結局、どんな大きな事業でも、小さな事業でも、それからお祭りでも、老人クラブの集まり、行事でも、上手くいっているというものには、必ず訳がある。私は先輩の知恵というのは偉いと思いますが。今はやりの言葉で言うと、計画立案だとか、実施実行だとか、評価反省だとかいうのだけれども、昔から上手くいっている事業だとか、そういうものは意識せずに、実は計画立案の段階でも、ちゃんと市民が参画してるし。そして実

施実行の段階でも、ちゃんと参画しているし、意識せずに。それから評価反省の段階でも、きちんと参画している。それを毎年毎年繰り返して行って上手くいっている行事だとか、事業というのは多いと思うんですね。ですから我々が参画の仕組みを考える時に、なにかある段階でアンケートとったり、それから討論会やったり、公開討論会やったりではなくて、やはり全ての段階で意識的に住民の意思を参画できるような仕組みづくりを考えてやる必要があるかなと思います。もう一回言います。計画立案の段階でも、やっぱり参画して欲しいし、それから実施実行の段階でも参画してほしい。それから評価反省の段階でも、参画してほしい。それを繰り返すことによって、市民の意識も高揚するし、発展していくんじゃないかなと。前向きになっていくのではないかなと、そう思います。皆さん方の意見聞いていてそう思いました。確かに上手くいっている事例は、そういうように上手くサイクルしていきんだらうと感じました。

議長 はい。ありがとうございます。

土田委員 制度、条例の面から市民参画協働を促す努力と、並んで意識の啓発面から、それを促す努力も行わないといかんともしがたいという、意見ではなくて、実感です。地域の現場で。そして制度や条例や情報共有が特に言われるは、やっぱり信頼が、お互いの間の信頼が少し薄くなっているからだと思うのです。各地域が身内、仲間内でしか通用しないスタイルで情報交換する。そのスタイルわからないものにはわからない。その辺が壁を作っている要因だと思います。信頼を薄めているように思いますし、疑心暗鬼をよぶ、源になっているような気がします。それと情報共有と言った場合ですね。地域でそういう団地なので、班長を私はやっておりますが、その時に仕事をする上ですね、なにをいつまでに誰に報告連絡、相談すればいいのか、その基本をいつもはっきりしてほしいですね。いつまでというのは特に弱いですよ。班長としてやる時は本当に下をお願いするときに、下というのは、団地の班の方達、班長は持ち回りですから上下関係ではなくて、たまたま順番で班長まわるだけです。上下はないです。班の人に伝えるときにいつまでというのが解らないと、いつまでも戻ってこないし、それから上に伝達する際でも、いきなり書いてないのに、いついつなったのに、どうしてもってこないのですかということが多すぎます。だから基本をふまえ、という事だと思いますね。そこをやれば、仲間うちのスタイル、情報伝達方法だけに頼り過ぎないということをやると随分信頼度が上がって情報共有が進んで、意識も制度面でも条例面での運用も促されるのではないかと考えてます。具体的にどうこうということ、この場で発言しますと、良い例は、東和町さんのバス問題の件のアンケートのように言い面はいいのですが、悪い面を発言するとですね、なかなかしづらいところがあります。特に私のところのような団地では、班とか小単位ですので、絞っていけば個人情報に抵触することになりかねないこともありますので、中々具体的に問題提起はできないですよ。

議長 はい。ありがとうございます。しばらくぶりにみなさんからお話を伺うことが出来てよかったなあと思っていましたが、これから市民も子供からお年寄りまで、すぐ動ける人から、動きにくい人。それから性格的にどんどん話せる人、あるいは話せない人。色んな方がいらっしゃるかと思いますが、そういう色々な方全員を対象にして進めていくのが参画協働だと思いますので、今まで皆さんが感じてこられたこと等もですね。きちんと思いの部分も整理をして、答申のほうにもまとめていければいいなとこういう風に思っておりましたので、まず前段の部分、大変ありがとうございました。ちょっと5分くらい休憩をいただいて、その後、後段進めてまいりたいと思います。5

分くらい、どうぞお休みください。

(休憩 15:00~15:05)

議長

それでは、よろしいでしょうか。後半に入って参りたいと思います。今のような感じで多いに色々なご意見を出していただければと思います。今度は具体的にですね、前回資料を見ながらちょっと触れました参画の仕組みの部分についてですね、皆様方からご意見を頂戴したいと思いますが、これからご意見をいただくに当たって、前回、参画の仕組みを考えていくときのポイントということで3つの視点をあげていただきました。6つの手法があるわけなんですけれども、その手法をどう組み合わせっていくか。それから具体的に各々の手法について、より市民が参画しやすいようなものというのはどうあればいいのか、それから計画が固まった段階で事前に公表していただくわけなんですけれども、これに示された例のように、例えば参画の仕組みに関する参考例ということで宮古市の条例から抜粋したのがありますけれども、宮古市の例の第8条ですね。この中に例えば5つ上げてですね。多くのものを対象とし、調査項目を設定し、一定期間、対象者から回答を得ると認められるときはアンケート、とかというように、こういう規定の仕方をしていきますけれども、当委員会としても、こういうような形でやっぱりまとめておいたほうがいいかどうか。ひとつ伺っていた方がいいと思いますし、例えば、アンケートならアンケート取るにあたって今までのことを振り返りながら、アンケートをとる場合には、こういう風なやり方だと失敗する例が多いですよとか、こういう事を配慮したほうがいいですよとか、このひとつひとつの手法について、皆様方から配慮事項なり、きちんとみんなで確認して進めていくことなりをですね、意見をだして貰って、後でまとめていくということも必要かなとも思ったりもしているのですが、手法について、こういう場合には是非こういう手法を使いましょうというようなことをまとめるかどうか、ご意見を伺いたいと思います。

佐藤(藤)委員

その前に、申しわけないですけれども、その参画という意味合いですけれども、例えばアンケート調査、あるいはパブリックコメントで意見を言ったという時点で参画という事になるのか、ある程度自分の意見が通ったという事ではないですが、ある程度何かに役に立ったという時点で、参画したと思われるという事と変ですが、という事になるのか、と言うところがわからないというか、どんな気持なのかなと思いました。ただアンケートに参加したということであれば、やった達成度といいますか、そういったものないかもしれませんし、せっかく意見を、インターネットでもいいですが、出したんだけど、何も反応がない。全く何も無いという事であれば、その先また意見を出す人が居ないのではないかとかですね、そういう事を考えたりですね。一体参画といったときには、どういう事であれば、そういう事になるのかなと思いました。

議長

はい。今のことについてですね。委員の皆さんから色々お考え伺いたいと思いますが、佐藤委員さんは、現段階この参画というのは、どういう風に考えていますか。

佐藤(藤)委員

難しいなと思ったのですけれども、それでやったことによって、参画であろうというところはあるんですけれども、もう少し意識が高くなれば、やはり何らかの形で自分の意見やら何やらが、計画に結びついていったという事で初めて参画したんだなという気持がするような気がします。ですから、私自身がわからずですね、どういう定義があればいいのかなどですね、気にしているところです。

議長

非常に大切な部分ですよ。いかがですか。

赤津委員　　すみません。ここで読めないですかね。この資料、前回の資料の13条のところに参加の方法という事で、出されていますよね。これに対応していけば、一応は参画したことになるのかなと。

藤井(公)委員　病院の無床化で集まるでしょう。集まった時点で参画。

丸山委員　　私も参加、参画をここ30年勉強してきました。そこで、説明させていただきます。生意気に聞こえるかもしれませんが。ついこの間まで、参加とっていただけです。行政は、県も市も国も、まあ4、5年前まで。参加というのはアンケートであったり、意見交換会で意見を述べるとか、要するに行政が出したものに対して、ただ意見を述べる、感想を述べる。これを参画とっていただけです。それを行政も少し、市民参画という事を意識して、もう一個レベルをあげるために、参画と言いました。その参画という場合には、意見を述べたりアンケートで集計するだけではなくて、市民の声を聴いて、それを計画に反映させる。ということで参画という言葉を使いたしたんです。だから、最近参加とっている自治体ないと思うんですよ。参画ってあります。だけど残念ながらワークショップをやりましたとか。パブリックコメントやりましたっていいけれども、今のやり方は参加レベルなんです。パブリックコメントをやっても、ただ意見を言うだけ。その反論は当然かえってくる。だけど、原案がこうであって、事務局で検討した結果、やはり原案通りで決まりました。という回答が殆どなはず。それからワークショップをやっても、行政が開いて、ファシリテーター、いわゆる進行役の多くは、行政に雇われたコンサルが入ってきて、ほぼ答えがわかっているものを、住民の意見を聞きましたという場を作るという意味でワークショップは行われています。だからこれも参画とっているけれども、本当は参加なんです。これが参加と参画の違いであって、もうひとつは、今私達がやっている、住民参画というのは、橋を作るにしても、制度をつくるにしてもいいのですけれども、こういう制度を作りたいという、まず誰かいますよね。これは本当は私たちも言えるんですよ。私たち市民の側が、どっかに公民館を建設してください。というアイデアも出せる。それから当然行政が、こういう制度つくります。という両方が企画するチャンスがある。それでその企画を立てたらいいのか立てなくていいのか、この企画を立案すべきか、そうじゃないのか、まずこれ自体が参画なんです。それを議論するわけですよ。市民も入って。そして次に計画を立てなくてはならない。例えば建物であれば、その計画を建てる基本計画をつくりましょうというときに、今までは行政が設計屋に頼んで図面書かせて、それを評価して意見をいって、まあ変わることもあるけど、殆ど変わらないで作られた。これはあくまでも参加。そうじゃない、これからは、計画を建てる段階でも、市民の意見を聞いて計画に反映させましょうという事が全部にかかってくるんですよ。実施にもかかる。最終的には建設されて、制度が運用されて、じゃあ実際その効果はどうだったのか。作った建物は意味があったのか。作った制度は意味があったのか。実際に運用されているのか。この評価も市民と一緒にやって評価しましょう。これも参画なんです。だから全ての段階に行政と一緒に考えていこうというスタンスで物事を考えていこうというのが、ここの参画推進委員会の仕事だと思います。それで参画というと、今度参画の仕方にアンケートがあったり、意見交換会があったり、パブリックコメントがあったり、パブリックコメントの文章があったり、メールがあったり。それからワークショップでも、本当にゼロから議論する場があったり、意見交換だけで騙される場があったり。それから市民が、設計するなりアイデアを作って、行政を動かすという場合もあるだろうし、ということで参画の手法というのが、まだたくさんあると思っております。大体これ

で正解だろうと思っておりますので、蛇足ながら。

藤井(公)委員 今回の冒頭に、委員長からお話のあったように、私、お話ししたつもりだったのですが、市民の側も発言の覚悟は、参加するか参画するかは、言葉はどっちでもいいのですが、意見を述べる側も意識も、行政も含めて意識がどんどん変わっていったときに、意見を求められる、いわゆる市民の側の意識との関係で参加だったのか、参画だったのか出てくるかもしれないけれども、色んなことを聞いたように、花巻のまちづくりをどうするか、どう参画するかというのは、やっぱりお互いに切磋琢磨して、自治意識も高まっていかないと、本物にはなっていないと。だからスタートは6割がいいのか、6レベルがいいのかという議論はあるのかもしれないけれども、そんなことで議論していくのではないですかと思います。

議長 いわゆる市民と行政が関わり合いながら、共に変わっていくという事が前提になっていかないとなかなか進まないと思いますね。私のほうも例をあげてみますが。かつては中学校に地域の運動会シーズンになると100メートルと200メートルに中学生出してくれと行ってきてね、まず出番だけちょっと行って、終われば戻ってくると。そういう事がずっと続いたんですよ。それで、いわゆる地域活動に、子供達の出番を設けて、地域の一員としてこども達にも活躍してもらおうという発想ですね、6、7年前から、参画という言葉を使い始めたんですよ。いわゆる地域の運動会をやるときには、計画の段階から中学生の代表も入れて役割分担なんかもして、主体的な参加も促していくということで今、中学校では地域の運動会に前とは違った形で参加して、それが、参画になっているなという事が私も感じていました。非常に子供達の意識も違った。地域の人からの関り方が非常に変わったなと。親が言えないとは、隣のおじさんが、色々言う。あるいは、家では積極的に色々提案できない子が、わがままばかり言っている子が地域活動の中で自分の責任ある意見を言うようになるとかね。やっぱり子供は子供なりに、そういう仕組みが出来ていけば、まさに意識も育て参画の形が出来てくるのかなと。いう事を実感しておりました。では佐藤委員さんよろしいでしょうか。

丸山委員 事務局もそういう解釈でいいですか。これから一緒に進めていく上で。そういう意識を持ってらっしゃるか確認してください。

議長 では私の意見もぶつけながらですね。アンケートしたから、それで終わりじゃなくて、アンケートしながら、その成り行きがどうなっているか。こういう場面で今後どうなっていくか。そういうのを一切含めて参画というふうに考えていくということでも事務局の考え聞いていいですね。事務局いかがでしょうか。

大山地域振興部長 特に私の方からは異論はないと思いますので、今、丸山さんを含めて、委員長さんがまとめたような内容がですね、そういう事で仕組みづくりも含めてですね、進めてまいりたいと考えておりますので、特に問題ないと思います。

議長 それで先ほどに戻りますが、この参画の仕組みを考える時にですね、形として、例えばこういう場合には、アンケートをとりましょうとか、こういう場合にはパブリックコメントにかけましょうとか、そういう規定の仕方にしていくか、あるいは並行してでもいい、別にアンケート取るときの配慮事項と言う事で、ここに意見をまとめていくか。パブリックコメントをやるときの配慮事項とか。そういう形でまとめていくか。ちょっと皆さんからご意見伺って、これから協議を進めて行きたいと思います。

佐藤(藤)委員 例えばこの宮古市みたいに、こういう計画がありますと。これが宮古市だと8条ですけれども、8条の(2)に当てはまるから、実施しようということを決めるのはどこで決めることになるんですか。例えばこの条文を規定したときにですね。

議長 こういう形で推進委員会のほうで枠を作って、これに則ってやってもらうということにするのか、ここで決めるのか、事業を行う側に決めてもらうか。例えば事業を進めるほうにやっていただいた場合、そっくりそのままじゃなくて、だったらアンケートをとる場合には、こういうところをキチッと押さえてやってほしいと、委員会の考えとしてまとめて伝えていくのか。そのへんの考え。何となく考えをまとめていても、その考えは調整が必要になっていくような気がしますけれどもね。

佐藤(藤)委員 要するに参画という先ほどおっしゃったことの兼ね合いを考えると、やはり、この場かどうかは別ですが、先ほどの評価委員会ではありませんが、なんかそういったところを設けた上で、これについてはこれとこれをやりましょうというようなことをやっていかなければ、参画という事がならないんじゃないかなという。ただこれをやっていったときには非常に事務的に大変なんだろうなというところもありますので、どっちがいいかという判断ではなくて、そういう両面を持ち合わせているのではないかなと思いました。

議長 前段でたくさんの意見いただきましたので、とりあえず花巻市のほうで手法、項目が挙げられておりますので、これを進めていくときにですね、こういうことは気をつけて欲しいというあたりを、あるいは、抜かさないで欲しいと言うようなあたりをとりあえずいっぱい出していただけますか。

丸山委員 今、佐藤委員さんがおっしゃったこと、とっても大事だと思います。この問題多分一回目の委員会からずっと、今日も申し上げたつもりなんですよ。要するに参加対象と参加の手法は単なる仕組みだよと。単なる絵に書いたもちですよと。その絵に描いたもちを運用することも含めて仕組みをつくるんですよと。それが私達の役割なわけで、今佐藤委員さんがおっしゃった、どのプロジェクト、どの仕事ならアンケートでいいのか悪いのか。またもうひとつ前段階で、どの仕事を参画対象にするのか、というのを決めるのも最初の出発点はこの委員会だったんですよ。それは確認しておかなきゃまずいんですよ。この委員会が担うという前提で始まっているんです。ただ話の中でうろろしている中で、その役割がよく分からなくなったかもしれないけれども、少なくとも最初の出発はこの参画委員会をその目的で事務局もつくったわけだし、我々も参集しているわけで、この委員会の中で佐藤さんがおっしゃった役割を、この委員会では担えないから別につくりましょうというなら、その点も含めて一緒に議論していかないと、形だけつくって魂のないものになってしまうんで、佐藤さんのおっしゃったことは、とっても大事なんで、議論進めていただきたいんです。

議長 具体的に事前評価の中で、その手法について、この委員会で議論しようと思いますが、いかがでしょうか。

丸山委員 事前評価の中といっても、事前評価自体が仕組みの一部でしょう。要するに事前評価というのは、あるプロジェクトを始める前に、事前評価するわけですよ。そのプロジェクトを事前評価にかけるかどうかどうかは、前回3回4回と一生懸命に皆さんで話してた参画対象となる重要な計画に入るかどうか。これに入るかどうかを決める

のは、行政なのか、それともこういう委員会を通すのかどうなのかという議論です。対象の話ではなくて、この委員会が決めるのか、それとも、行政と市民が一緒になったチームをつくるのか、それとも行政に任せっぱなしにしちゃうのか。という事です。仮に、この委員会だと仮置きしてもらってもいいですよ。最初通り。当初の予定通り。

議長 今言っているのは、対象はこういうふうにしますよということで作ったと。そうすると、こっちに事業がいろいろとあって、個々のこの事業をこの対象に含めるかどうかをこの委員会できめますか、どうですかということですよ。

丸山委員 今、そこはいいですよ。それは事務局に任せてもいいですよ。その中で、どの手法を使うかどうかということ。例えば重要な事業、項目がでますよね。その事業に対してどの手法をつかうかどうかというのを、本来ならここでやるというのが前段階だと思うんですよ

議長 それはそれでいいのではないですか。事前に公表してもらうわけですよ。この事業はこの手法とこの手法を取り入れたいんだけどもどうだと。この委員会、そこを揉んで、こういう趣旨から言えばこっちの手法も取り入れたほうがいいのではないかというのは、ここで決めてもっていくのではないかな。

平賀委員 私たち委員は諮問を受けたことに対して、それを今どういう風な形で返そうかということで進めているんだと私は今思っているんですけども。ここで、その中の仕組みとか、参加の方法を決めることはできるけれども、ひとつひとつのことについて私達が、権限がないと私は理解していましたけれども。

佐藤(芳)委員 諮問書の中身は事前評価と事後評価が含まれておりますね。

平賀委員 含まれてはおりますけれども、これからずっとこの委員会で、いいとか悪いとかしていくものとは理解はしていなかったですよ。

佐藤(芳)委員 他の組織に投げるまでは、この組織で行くということなんじゃないですか。

丸山委員 諮問はこの委員会のひとつの役割なわけですよ。今回の諮問の中身が参画協働の仕組みを作ることで、その仕組みをつくるためには、その仕組みの中身が議論されていないと。だから仕組みを誰が運用するのかということも佐藤委員さんがおっしゃっていたのだから、その仕組みを誰が運用するのかということも議論しないとイケない。仕組みができないでしょ。

平賀委員 議論することはいいんだけども、私たちが今任せられているというのは、ちょっと微妙な違いがあったかなと、ふと思ったんです。諮問に対しての答えとしては、こういう風に私たちは決定すると、こういう風にしてほしいという願いは出せると思うんですけども。

佐藤(藤)委員 事前評価という中に、これに対してはこれとこれとという、パブリックコメントとアンケートでいきましょうという中身も事前評価という中身がふくまれているわけですね。

丸山委員 結局それも、ここで考えるんじゃないですか。それすら、まだ何も決まってないん



ですよ。この間交通計画で出してきたのが、単なる絵姿が出てきただけで、単なるポンチ絵っていうと語弊があるんですけども、非常に練られてない事前評価・事後評価と言葉が乗っかっていただけだから、何かってことがまだ決まってないんですよ。それをやるのがどこなのかってことが議論されてないから、事前評価のところで作るといわれたとしても、今すんなりいかないわけですよ。だから大きな枠組の仕組みを一応正解はよっこしておいても、モデルは一応おいておかないと、ある程度組み立ててみた、目はこっちだった、鼻はこっちだった、あっ口はこっちだった。後から順番とか整理するのは、いくらでもできるんですけども、仕組みの中で今佐藤委員さんがおっしゃった、誰が評価をするのか、誰がその仕組みを動かすのか、やっぱりそれが一番大事なことなんですよ。だからそれをどう議論していただけるのかというのを、さっきから言っているんですけども、それを飛ばして進んでもいいものか、やっぱ飛ばしちゃまずいです。

赤津委員 今の疑問から行きますとね、確認なんですけど、この宮古市の条例第 8 条の例でここで決めるといふのと、宮古市の話はどっちなんでしょうね。

丸山委員 宮古市は別に推進委員会を設置しているんですよ。

赤津委員 これは推進条例で、8 条の出だしは、市の執行機関はと、こういう場合はカットしなきゃいかんというふうに書いて、1、2、3 と書いてますよね。こういうルールをここで決めるといふことですよ。そのルールに従って行政のほうでは、これは絶対やらなきゃいかんとか、こういうことだという動きでいいのかと。

赤津委員 そのこのところを何となく別に考えだして、いやそのこのところまでここでやんなきゃなんないのか、とかね。そのニュアンスが整理していかなきゃね。

佐藤(藤)委員 そういう意味でここで方法を決めて、後は市の執行機関のほうにやっていただくという結論であればいいと思いますし、やっぱりそうでなくて、参画という意味であれば、どっかで別の形で市民も交えて考えなきゃならないのではないかという結論に達すれば、それも必要だろうと思います。どっちかにしなければ駄目だと思うんですけども。さてどっちがいいかといわれるとなんなんですけども。

藤井(公)委員 ひとつの事例で今前回もお話したんですが、花巻市障害者計画の見直し案。諮問を受けた委員会では案はできたんです。案が出来るまで、自立支援協議会で各専門部、知的障害部、精神障害部、色んな部会で議論して積み上げて、もちろん学識経験者という方々も入ってやったんですね。これからパブリックコメントに出すと。そしたら集まった委員の範囲内で、答申作ったと。ここまでは事前評価で、かなりいいと思うんです。あとはひとつ事前評価として、パブリックコメントをやると。そんなときに参加している団体と、障害者団体の長として参加しているけれども、持ち帰って、私が見みんなの意見を聞き逃している点もあるかも知れません。それはもう一回市民の立場で議論して改めて提案するかもしれない、そういう事も、また委員会の中で、お互いに各団体、また、意見出すとか。また、パブリックコメントの中で出来るわけですから。そこまでやって後は、進め方については、行政にかなり係っているわけですよ。今佐藤さんがおっしゃったように、それ以降は行政に進めてもらうというよな形で、この委員会で大枠固めても、私はいいんじゃないかなという気はしていますけれども。

臺委員 すでにもう花巻市まちづくり基本条例があるわけですよ。その第 12 条と第 13 条

の重要な主語は市の執行機関ですよ。第 12 条に市の執行機関はとある。第 13 条の第 2 項でも市の執行機関はとある。今さらこの主語を変えることは出来ないだろうと。市の執行機関というのが主語なのだから、これを前提にして議論をせざるを得ない。そして中身、市の執行機関がどのように参画の仕組みをするか我々が市民の立場にたって、よりよいものをまとめていくと。そのときの叩き台が、この宮古市の条例なんだと思いますけれどもね。いずれ市の執行機関というのが既に基本条例にある以上、これを尊重した議論を進めていかないと、混乱してくると思います。

議 長 私自身のここの捉え方は、市の執行機関は、まず案を作りますね、案としてこの事業を進めていく上で、例えば、2 つアンケートと審議会の審議、これを入れましたよと。これを公表する。事前公表する。これに対してこの委員会で、いや、ここには、ワークショップも入れた方が市民の参画がより推進されるんじゃないか。それはあるんじゃないですか。公表だけは、動かしがたい公表ではなくて、一応執行機関はこういう風に考えましたよということで事前公表する。でなくては事前公表の意味がないと。

臺委員 そうすると。委員長さんの考えだと、この委員会は未来永劫続くということですか。

平賀委員 お目付け役のような委員会ということでしょうか。

丸山委員 勿論そうですよ。メンバーは変わるかもしれないけれども、花巻市が続く限り原則的には、続く委員会ですよ。そうじゃなきゃ行政に全部下駄を預けることになりますよ。もちろんメンバーは変わりますよ。それは当然ですよ。すみません、それから今の 13 条、15 条の問題ですが。

議 長 ちょっとお待ちください。もし私の解釈が違つとすれば、この 13 条の中で、市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、の前に、この決定に当たつて推進委員会の意見を聴くというのでもないですよ。

丸山委員 13 条と 15 条で基本的には、これ 2 回目から 3 回目ずっと話題になっていることですが、花巻の行政のやるべきことは、全て市民参画なんですよ。原則。だけど、ここで話しているのは、第 15 条の市民参画協働を推進するために、この委員会を創つた目的は、2 つ以上の市民参画の手法を用いるべき重要な課題は、何なのかという。そこに絞つての推進委員会の議論なんですよ。それがいつも両方、いったりきたりしているから、小さなプロジェクトから大きなプロジェクトまで、一緒に議論されてしまっているんですよ。だから今ここで今年度やることなのは、15 条の参画協働の中の参画対象及び、そのための参画手段として議論してきているわけですから。その仕組みを創るのはこの役割ですから。執行機関云々の問題ではないと思います。

議 長 今その、事前公表されたものがそのまま動いていくものなのか、事前公表されたものに対して意見を述べるのが、この委員会の活動の一つに位置づけられるのかというところですね。

藤井(公)委員 この委員会の開催のタイムチャートがどうなるかは別として、今言つた 2 つ以上の色々な条例、大きな事業、どういう組み合わせで市民の意見を聞くか、それはある程度行政に委託せざるを得ませんので、それを実施した後に、また委員会があれば、こういう面で不十分だったんじゃないかとか、いや、あれでよかったとか。というのが

年に一回やるか、月一回にするか、そこがローリングだと思うんですよ。行政もやってみて、失敗例がでたら、委員会でもう一度検討してみてくださいと、いう諮問があるかもしれないし。私はそんなふうな理解をしているんですけども。

丸山委員

佐藤さんがおっしゃったところを仮置きして進める事もできるんですよ。と思うんですけどもね。要するにどこが評価するのかというのは一応、この委員会と仮定しておいて、そうしないと参画協働の手法、これは一つも今日議論されてないわけだから、やっぱりそれも検討していかないと、とんでもないけど、年度内答申なんで不可能ですよ。だから佐藤さんに私は説明しているだけで、ここである可能性もあるし、別につくる可能性もあると。その議論はどこかでやらないきゃいけないけれども、今決められる問題じゃないかもしれないので、仮置きでもかまわないと思うんですよ。

議長

そうするとね、私が解釈したことで進めるのであれば、それこそ何か事業が立ち上がるたびに、この会を開いてやっていかなければならないことになりますよが、それはあり得ないと。いう事ですよ。そうすると、それがあり得ないとすれば、いわゆる、こういう場合にはこの方法を是非使ってくださいという方法を今吟味しなければならない、この意見として。そしてある程度煮詰まったものを、お挙げて、それに基づいて執行していただくと。

佐藤(藤)委員

ここの第8条みたいなものを条文化しなければならないですよ。

議長

そうですね。そこが漠然としたまま、後はお願いしますじゃ無責任になってしまいますからね。

菊池委員

この13条見れば、花巻の場合は、パブリックコメントはどういうものか、意見交換会は開催するというような項目しかないわけですよ。そうすると、ここに第8条のような、このような場合には、アンケートの方法をとる。(2)等の場合には審議会等を開くというような、ひとつの方向性を花巻も盛り込んでいくと。それをうちのほうで考えて、そして13条を改正するのか、見直しをするですか。15条に見直しという事も書いてありますから。見直しをするか。あるいは、13条の2として、また、付け足すのか、どっちにするか、わかわないですけども。いずれ、そういうふうな形で、推進委員会としては方向性を出していくというのがいいですよ。前にこの宮古市の例をひとつ大きな参考にして花巻に当てはまるか、あてはまらないかというような事も考えながら。あるいは、これ以外にも花巻独自の方法があるかというのも考えながら、それを色んな事情も考えながら進めていけばいいんじゃないかと思えますけれども。

藤井(公)委員

おっしゃるとおりだと思います。本当に大規模の答申必要な大事業が主として検討するといったような場合とかですね。大分前に市長からの諮問事項についてという事で、こういうイメージ図で出ているのがありますよね、その中には、この事業については、一般参加、市民から直接意見を聴く場をつくったりですね、アンケートをやったりというようなことが、諮問されることだってありえると思うんですよ。それは全部が全部やれという大変ですけども、その辺はあまり対象をフィックスするのではなく考えてみればよろしいのではないですかね。

議長

はい。それでは他にないですか、今の件に関して。それではですね、本委員会としては、いわゆるこの6つの方法を具体的にどういう風に運用していくのか、その事に

ついて、宮古市の例に挙げているような形で、こういう場合にはこの方法、というような示し方をしたいと思います。進めるに当たってですけれども、参画に仕組みに関する参考例。これを参考例にして、本委員会の考えとしてまとめるという事を進めたいと思います。ついては、今やれるだけやりたいと思いますので、ちょっと目を通していただいて。これまでも、アンケートだとか、審議会だとかですね、パブリックコメント。ここに掲げられてあるような方法については、色々な機会に触れられていると思いますので、これをこう見ながらですね、さらに付け足したい文言なり、あるいは、何か配慮すべきことなりについてご意見を伺いたいと思います。

佐藤(芳)委員 あの評価の方に入ってしまうんですけれども、例えばアンケートを実施したと、そうしたときに、先日送られてきた資料の中にもありましたけれども、アンケートをまとめました。その中には、こうこうこういう意見が多かったとか、少なかったとか。あまりにも主観的な意見が多すぎて、そのアンケートを評価する手段にならなかったと思います。アンケートを誰にとったのか、2千人取りましたとかとあったが、どこの2千人なんだか、あるいは中学生がいましたとかって、どこの中学生なんだか、それは街の中の子なのか、あるいは、郡部の子なのか。あるいはそれを中学生と大人の意見をまとめて一緒にして、それをひとつの意見のように書いてありましたけれども、それでは評価の対象にならないと思うんですよね。ですから、アンケートを取ったら取ったで、まず、アンケートの原本。原本の中身がどうだったという事から評価して、後は、どういう意見が何%であったとか、あるいは実数で何人であったとかね。3人居たから多かったとか、5人いたから少なかったとか、そういう事ではいけないと思いました。

議長 はい。ありがとうございました。いわゆる調査等した場合の事後の公表の仕方に関する部分があまりにも主観的な処理がされていることが多いから、客観的に見て判断できるような処理の仕方をしてほしいと。はいありがとうございました。他にないでしょうか。今のいわゆる事後のこともあると思いますし。あるいは事前のこともあるかと思えます。前にもいくらかは出ていたようですけれども。アンケートについて。ちょっと項目ごとに見ていきますか。審議会等について今の段階で何か。この審議会を通して進めていく場合の問題点や配慮すべきことなどについてご意見をお聞かせください。

丸山委員 では審議会で。一個づついくんですね。審議会というのはですね。まあ、みなさんどう解釈されているかわからないけれども、基本的に今まで公募が2、3人の場合が多いですね。どこの行政でも。やはり今先進的なところというのは、大体半分、過半数。公募委員をいれるという傾向になりつつありますので、花巻市の場合には是非、委員会等、まあ「必要に応じて」という文言を入れるかは別として、過半数の公募員を確保するという一文が欲しいなと思います。これは議論を要するところだと思えます。過半数なのか、3分の1なのか。委員会によってはまた別途検討するなのか。推進委員会で考えるのか。それは別にして。単なる審議会等ではなくて、その場合には過半数の公募委員。という言葉にいれるというか、概念を意識しておきたいと思ってます。

議長 今のは、色々な委員会によって内容が違うだろうけれども、その具体的な数字とか何かもいれるべきでないのかと。

丸山委員 これはある意味、参画基本条例に替わるような仕組みを今つくっているわけですか

ら、単なるこれだけのレベルの文言では、今回の委員会としては事足りないと、もう少し具体的な運用方法までこの委員会では入れるべきでしょうということです。

赤津委員　　ここで、やるのではなくて、別の局面で花巻市の審議会のあり方はわかりませんが、それでも、この場で検討していくことなんだろうと。それに対する要望というか、働きかけをするんだという意味あいですね。

議　　長　　私が受け止めたことを言ってもいいですか。先ほどのアンケートのところでもあったけれども、例えばここに、なに何が必要な場合はアンケート、それでここに何か付け足して、そのアンケートについて処理する場合には、いわゆる客観的な表現に基づいた整理の仕方をするという文言を付け加えるかどうか。あとそれを応用して実際の具体的なところでやっていただくと。ということではないですか。

村井まちづく  
り参与　　委員長すみません。参考意見よろしいでしょうか。先ほど菊池委員さんから参画の仕組みにこれから、ご検討いただいてそれを13条の改正ということに反映させるんだというご提案がございましたが、今ご議論いただいているのは13条の話ではなくて、12条の2項で、詳しいことは別に条例で決めるという事になっているかと思いますが。最終的には条例化ということになるかと思いますがけれども。そういう方向に向かって13条を少し詳しくご議論いただいて、方向性を出していただくというのが、皆様をお願いしております中身ですので、13条本文をいじろうという方向ではご議論では、ちょっと違うと思うのですが。そこで12条の2項を受けて、いきなり条例にいくか、それとも、当面実施要綱のようなものでいくか、規則でいくかですね。そこら辺は皆さんのご議論をお受けして検討する事になると思います。そういう方向で進めていただければなと思います。

議　　長　　例えばこの組み合わせの方法、参画の方法を考えていくときの先ほどの佐藤委員さんのような配慮事項のようなものについては、これはどういう形で、この委員会の意見としてあげられるのですか。

丸山委員　　村井さんに聞いているのですか。そうでなくて、この委員会で答えましょうよ。村井参与さんがおっしゃったことを繰り返すようですけども、この委員会で色々なこと決めなければならぬということ、村井さんは今、サディスションされたわけで、村井さんに計ってもしょうがないですよ。それで、今ご説明あった12条で本当なら参画条例をつくらなきゃいけない。ぼくが100回もいっているわけだけど、参画条例をつくらなきゃならないけれども、とりあえず13条で、こういう参画の手法をあげてきましたよ。これの文言修正を今なさろうとしているから、そうではなくて、ひとつひとつ意味を読みといた上で、本当にこれでいいのかもっと増やす必要があるのか、じゃあ先ほどいわれたように、アンケートとはただとればいいじゃなくて、こういうところまで分析して、こういう効用の仕方なきゃいけないんじゃないかと、それを全部文章に書きましょうではなくて、そのくらいのことまでも、皆さんで共有した上で、じゃあひとつ目はアンケートをとりましょうと、でこのアンケートの補足事項として、取るだけじゃだめだよ、ちゃんと分析しなさいとかくのかもわかりません。懇談会に関して、私先ほどいいましたけれども、審議会が、公募委員を過半数が望ましいとか、そういう事をいったりとか、そういう事を議論して言って、ここでの委員会で花巻市の参画の手法というのは、今は例えば5つだけど、7つになりました。場合によったら3つでよかったということになるかもしれない。もっと削ってもいいということになるかもしれない。だから中身を議論しながら6つなり7つのことを決

めていきましょうという事であって。ひとつひとつ文章これでいいのかということではないので、よろしくお願いします。

村井まちづくり参与 今、市ではパブリックコメントの実施要綱かは詳しくはわかりませんが、持っているんですよ。それと同じようにアンケートについては、アンケートについては、こういう事に留意しなければならないよなど、それを実施要綱、要領のようなものでご提案いただき、そして最終的には条例になり、参画条例ですね。アンケートについては、こういうことだと、ワークショップの留意点はこういうことだと、そういうことをご提案いただければと思います。具体的な方法で検討いただいて、ご提案いただくと、使用料等、別途条例になっていくと、ですからここは大変重要な検討いただきたいところなんです。

議長 まずこの12条、13条に手をつけるのではなくて、それに対する留意事項なり配慮事項なりを委員会としてまとめましょうという事でいいですね。

議長 それで、今便宜的にこの資料を使ってすすめようとしたけれども、ひょっとすると、これがいいか悪いかの話になってしまうという事なので、真っ白な状態から、このまちづくり条例のほうにでてきている、いわゆる方法の運用について、みなさんからご意見を伺ってそれをまとめていくと。

丸山委員 提案ですが、真っ白から始めると大変なことなんです。ですから参考にするのはいいと思いますので、例えば今、宮古市の話をしていきますけれども、例えば1番アンケート。それから2番審議会等、それから3番パブリックコメント。それから4番市民説明会、それから5番合意形成のためのワークショップ。それで、その他思いに応じてみたいなことを書いてあるんですね、それでこのアンケートとは、審議会とはパブリックコメントとは、ワークショップとはどんなものなのか、どういうレベルのものなのか議論するのがひとつ、それでは、これでは足りないと思うのは、私はそれ以外にパブリックインボルメント、とか市民会議とかコンセンサ会議とかあると思うのですが、今の5つ以外で皆さんどんな方法をご存知ですか、もしくはどんな方法が必要だと思えますか、というのを聞かれるのも手かと思うんですよ。それでそれが揃った段階で、じゃあアンケートとは、どんな状況で、どんな取り組み方をするか、パブリックコメントとは、どういう状況で、どういう実施をやるか、ワークショップは、どういう状況なら、どういうやり方をとるか。私の欲しい市民会議であったり、コンセンサ会議であれば、どういうものに対して、どういう適用するのか、話を整理されて、じゃあ我々花巻市では、今お話した1と3で、例えば5と7、このうちのひとつを必ずやりましょう。それ以外は必要に応じて追加しましょうという議論をされれば整理されるんじゃないかと思うのですが。もう4時になっちゃいましたので提案だけで今日は終わりかもしれないですが、こういう進め方をさせていただきたいと思っています。以上です。

議長 はい。それではこれからの進め方について、他にご意見ないですか。今の丸山委員の方からの話は、どの事業に対しても、これとこれだけは絶対やりましょうと、いうのを決めた方がいいということですか。

丸山委員 参考事例としては対象として考えないと、例えば原発をつくるのも、児童公園をつくるのもアンケートとワークショップという話にならないと思うんですよ。だから、そのくらいのある程度の、仕事の概念くらいは仮置きしておいて、この程度ならこの

くらいという話をしてあげばいいんじゃないですかということです。そうしないとアンケートといってもバラバラになってしまいます。全てにアンケートといったら、ただ意見を聞くアンケートもあれば、今みたいなアンケートに対して答えを返すということになれな、これはパブリックコメントまで押し込むことになるだろうし、やっぱりひとつひとつの言葉がどういう意味なのかということまでは、ほぼ共通認識を持っておかないとまずいだろうということです。

議 長           この意向調査とはどういうものなのかとか、パブリックコメントはどのようなものか。そういうことについての概略はよろしいですね。

丸山委員       ただ、パブリックコメントって皆さんは共通認識でしょうか。パブリックコメントの意味を、どのように思いますか。

佐藤(藤)委員   それがどうかということではなくて、これをやる時の先ほどのアンケートではないですけれども、こういうことを気をつけてやっていただかなければならないということ、それぞれによって積み上げていって、丸山さんが思ってらっしゃる、その他に手法なんかも、出していただければ、それを逆に今度は、ここのある宮古市の例ですが、どういう風に花巻はわからないですけれども、こういうふうなときは、必ずアンケートやってくださいとなるのか、そういう風に逆にやっていけば、花巻型のことは出来るかもしれない。条文にするのかというのは、また別ですけれども、いずれにしても運用の仕方は出てくるんじゃないかなと思います。

菊池委員       いろいろ意見を聞いても、私は、コンセンサス会議というのはよく分かりませんが、そういった難しい言葉で言わなくとも、例えば話を聞いているうちに、これはコンセンサス会議にあたるものだなと、パブリックコメントにあたるものだなというのが分かってくれば、良い方法ですねと取り上げていくかたちでもいいのではないですかね。先ほどの東和町さんで取組んだ方法も何か新しい手法としていくかもしれないですし。

花巻バージョンというようなものがあれば、出てくれば凄くこの会議をやった意味があると思いますし、そういうのを見つけていったらいいんじゃないかと思います。いずれ、そういった話を聞いて、各段の話をきいて、こういったことに当てはめていって、そうしてまとめていくかたちがいいと思います。

議 長           それではそのようなかたちで次回進めたいと思いますので、是非、この方法のところを見ていただきながら、具体的にご意見を継ぎ足していただけるように吟味していただいて、もし、このほかに現段階でこういう事も考えられるという事があれば、次回にお聞かせいただきたいと思います。今日はみなさんに大変たくさんご発言いただきまして、今年のスタートとして非常に良かったと思います。冒頭に申し上げましたけれども、いろいろな市民がいろいろなかたちで参画していくことが大事かと思っておりますので、また次回よろしくお願ひしたいと思ひます。以上もちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

(午後4時 散会)